

空家等対策に関する専門家団体との協定締結の概要

1 趣 旨

東久留米市空家等対策計画に基づき、空家等の所有者が抱える様々な課題に対し、専門的な相談がしやすい体制を構築するため、法律や建築などに関する専門家団体 9 団体と 10 月 9 日に「東久留米市における空家等対策に関する協定」を締結しました。

今後、本協定の締結について、市広報・ホームページへ掲載やリーフレットの作成により周知に取り組みます。

2 協定締結先専門団体（9 団体）

- (1) 空家の相続、成年後見・財産管理、契約、紛争の解決に関すること
 - 東京三弁護士会
- (2) 空家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること
 - 東京司法書士会 及び 東京司法書士会 田無支部
- (3) 空家の売買や賃貸に関すること
 - (公社) 東京都宅地建物取引業協会 北多摩支部
 - (公社) 全日本不動産協会 東京都本部 多摩北支部
- (4) 空家の利活用の調査や建築に関すること
 - 東久留米建築設計協会
- (5) 空家の敷地境界に関すること
 - 東京土地家屋調査士会 田無支部
- (6) 空家の所有者と相続人の調査確認、資産の有効活用や手続きに関すること
 - 東京都行政書士会 田無支部
- (7) 空家の有効活用や融資、資産継承・遺言信託等に関すること
 - 西武信用金庫
- (8) 空家の維持管理に関すること
 - 東久留米市商工会

3 今後のスケジュール

【締結式】 10 月 9 日

【周 知】 10 月 12 日 市ホームページへの掲載

10 月 15 日号、11 月 15 日号 市広報に掲載